

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（609））
2. 日時：平成30年1月19日 10時40分～12時05分
12時50分～13時40分
14時00分～15時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、津金管理官補佐、
正岡安全審査官、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、田尻安全審査官、大塚安全審査官、穂藤保安規定係長、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

（他29名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、新規制基準への適合性に係る主な変更点について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【溢水防護方針の変更について】

- スロッシングにより溢れた使用済燃料プール等の水を再びプールに戻すことによる悪影響を整理して説明すること。
- 施設定期検査中に設置する止水板の溢水評価高さに対する裕度について、詳細評価後には通常運転時の考え方と同様に、「溢水評価高さ+20cm」とする方針であることを明確にすること。

【緊急時対策所の共用について】

- 審査会合で説明していた「緊急時対策建屋加圧モード」等において期待する配管等を、重大事故等対処施設として位置づけることに方針変更したことが分かるようにすること。

【東海第二と東海発電所の同時事故発生時の体制について】

- 東海第二と東海発電所において兼務としている自衛消防隊について、両発電所での同時火災が発生しても対応が可能なことを説明すること。

【東海発電所との共用設備について】

- 東海第二と東海発電所で共用する設備について、どちらの発電所に所属し、どちらの発電所が共用を受けるのか関係を明確にすること。

【原子炉建屋付属棟の ALC パネル部への対応方針について】

- 竜巻飛来物のパネルへの衝突について、パネル裏面の剥離についても考慮することを明確にすること。
- 本件は、このタイミングで明らかになった事実であることから、他にも対策に漏れがないか確認すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係る主な変更点について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係わる主な変更点についての補足説明資料（設計基準対象施設）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準への適合性に係わる主な健康点についての補足説明資料（重大事故等対処設備）
- ・ 東海第二発電所「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」におけるアクセスルートの対策実施箇所の修正について
- ・ （参考）コンクリート工事における要求事項